2021年9月21日

文部科学省「学校法人ガバナンス改革会議」

座長　増田　宏一　様

日本私立大学教職員組合連合

　中央執行委員長　下地　真樹

**評議員会の最高監督・議決機関化に向けた評議員の「適格基準」に関する要請**

学校法人のガバナンス改善に向けた「学校法人ガバナンス改革会議」委員のみなさまの精力的な取り組みに敬意を表します。また、貴会議が評議員会を「最高監督・議決機関」化し、理事会に対する牽制機能を強化させる方向で議論を積み重ねられていることに賛同いたします。

しかし、これまでの議論の中で、現役の教職員を評議員から除外することが「合意事項」（配布資料「第５回 論点」、以下「論点」）とされていることについては、学校法人の公益性、公共性を担保する観点から問題があると考えており、下記のとおり要請いたします。

記

【要請事項】　評議員会から教職員を除外することについて撤回を求めます

【要請理由】

1. 今般の私立学校法改正の意義

　現在、当面している私立学校法改正の必要性は、高度の公共性を有する学校を設置している学校法人が、横領、粉飾決算、不正入試など社会的指弾を受けるような不祥事を繰り返しており、その最大の原因は理事長が理事、監事、評議員のすべてを選任する仕組みをつくることを可能としている私立学校法のガバナンス体制にあり、これを改革することにあります。この点の認識は、共有しています。

　しかしながら、すべての学校法人において、理事長が自らを選任し、理事・監事を選任しているわけではなく、不祥事を引き起こしているわけでもありません。ご承知のとおり、私立学校法は評議員会を議決機関とすることも認めており、すでに評議員会を議決機関と定め、理事、監事を選任している学校法人も、少数ながら存在しています。

ここで強調したい点は、理事長・理事会の意向に左右されることなく選任された教職員が、権限を有する評議員として学校法人の運営に関与できる仕組みがあることが、不祥事を防止するうえで重要であるということです。理事会が、教学（大学、大学病院）側の意向をなんらかの形で尊重する仕組みと言い換えることもできます。不祥事の大半は、このような仕組みを取っていない学校法人で生じています。したがって、評議員会から教職員を排除することは、不祥事をなくすという私立学校法改正の意義を後退させるものといって過言ではありません。

1. 法人と学校とを分離する仕組みや大学の自治は、他の法人制度にはない特徴

私立学校の教職員は、他の公益法人や会社法人とは異なり、単なる「使用人」ではありません。他の公益法人や会社法人は、法人そのものが事業主体ですが、学校法人と学校法人が設置する学校は、それぞれ私立学校法と学校教育法という異なる法律によって規律されており、それぞれが自律的な機関です。教育を事業と呼ぶとするならば、事業を行うのは学校です。学校法人の役割は重要ですが、直接の担い手ではないのです。

とくに大学は、「論点」で「理事会は、学長等に教育現場は任せ、学問の自由と、教育の自主性を尊重する」と指摘されているとおり、日本国憲法、教育基本法において、学問の自由と大学の自治が保障されています。

大学は自治として運営される機関を有しています。学長、教授会は必置のものとして法定されています。これらの教学機関は、学校法人に雇用され、支配される「使用人」の単なる集合体ではありません。学校教育法第92条3項が「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」と定めているように、教職員を「統督」する権限をもつのは理事長ではなく学長です。教学機関とその構成員である教職員が、理事長によって一方的に支配され、服従するだけになってしまえば、学生、社会、学術に対して、責任を果たすことはできません。

３．法人の暴走は、大学機関（自治）の軽視と表裏一体のもの

議決機関となる評議員会に、教学部門の意向、すなわち大学の教育・研究活動に直接携わっている教員と、それをサポートする職員の意向を反映させる仕組みがない場合、理事会に対する評議員会の監督機能は著しく低下します。

日本私大教連が昨年実施した実態調査によれば、学校運営に関する教職員の意向が反映されず、評議員会の理事会監督機能が不十分であったいくつかの大学では、

・教職員の採用・昇任・配置等への理事会の恣意的介入の恒常化

・合理性に乏しい学部・学科の改組やキャンパス移転等を一方的に決定・強行

・財政上の根拠に乏しい学生募集停止や学校資産の売却を強行

等の事案が発生しています。これらの事案は、しばしば理事長の私的な利益、個人的な嗜好とも結びついた強権的な理事会の暴走によるものであり、教学部門の安定を大きく揺るがし、長期的には経営・財政にも打撃を与えかねない深刻な事案です。

４．不祥事を発見し、是正の端緒をひらいた教職員

これまで理事会の数々の不祥事を公にしてきたのは、「私学を社会の公器として発展させていきたい」（「論点」）と願う教職員です。教職員は、理事会による専横や教学への不当な介入によって引き起こされる問題によって、職場である大学や学校の社会的評価が低下させられる当事者であり、被害者に他なりません。

　理事会による強力な学校支配が行われている大学では、学術の中心として真理を探究し、「深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」（学校教育法83条）場としての活力を失い、「物言えば唇寒し」という雰囲気が、教員、職員を問わず蔓延してしまいます。私たちの加盟組合がある大学では、心ある教職員がそのような状況を打開し、公共の高等教育機関としてあるべき姿に戻すために必死の努力を重ねています。

　教職員こそが日常の業務を通じて、理事・理事会の不正をいち早く発見し、それを是正する役割を果たすことができるのであり、大学の自治や教授会の自治など、教学を尊重した管理運営が行われているかを的確にチェックできるのも教職員です。理事長の暴走により、機能不全に陥り、在学生がいる下での解散命令（戦後初）によって廃止されることになった創造学園大学では、理事長の不正を明るみにしてそれを正そうと努力を重ねながら、学生の履修・単位修得、卒業、転学を確保するために、賃金不払いのなかで奮闘したのは、私たち私大教連に結集した教職員でした。

こうした教職員の真摯な努力を、ガバナンスのあり方を検討する際に、ぜひ視野に入れていただきたいと切望します。

５．評議員会を社会に開かれた機関に

上述したように、学校法人と大学という別個の組織形態をとる私立大学においては、教学機関を構成する教職員は、単に雇用され支配される「使用人」ではありません。大学の公共的な役割を果たすためには、評議員会への適切な大学関係者の参加が必要不可欠です。

「１」で指摘した通り、不祥事を繰り返し、自浄能力のない理事長専断体制となっている学校法人がすべてではありません。評議員会がすでに議決機関となっている学校法人においては、評議員会に多くの教職員が参加しています。評議員は、教学組織の代表や民主的な選出過程を経た職員、卒業生・有識者などから構成されており、理事長、理事会のあり方をそれぞれの立場から、独自に判断できるように工夫されています。評議員会の構成は、不祥事などの多くの社会的試練を経て、積み上げられてきた結果であるともいえるのです。

貴会議は、評議員会の構成を法律で定めるうえで、次の2点が重要であるとみなしているものと考えます。私たちはこの点に賛同します。

① 評議員が理事長・理事会の意向から独立していることを担保すること。

② 評議員会が学内関係者によって占められることなく、社会に開かれた機関であること。

「学内関係者」のうち、理事を評議員から除外することについては賛成です。教職員については、評議員となる教職員が理事長・理事会の意向から独立しているためには、理事長が実質指名するなど理事長・理事会が関与して選ばれた教職員ではなく、教学機関を代表する教員（職員もありえます）、民主的な手続きを経て選任された職員であることなど、透明性のある民主的な選任方法が重要です。

また、評議員会が社会に開かれた機関であることは、不祥事対応だけではなく、在学生とその保護者、卒業生、寄附者、地域住民、国民・市民といった幅広い「ステークホルダー」によって支えられている私立大学の公共性を担保するために必須です。ぜひとも、私立大学の教育・研究及び私立学校の運営・経営に見識のある人々の参加を求めたいと思います。

貴会議が懸念されているように、理事会の意を汲む教職員が評議員会の多数を占めることを抑制するためにも、直接利害を有しない学外者の参加は有効です。理事長・理事会の意向から独立性を確保するべく民主的な手続きを経て選任された教職員と、学外の見識のある有識者、この両方の参加によって、理事長専断を監督するための評議員会改革が可能になると考えます。

以上